

令和7年度
北陸地方整備局 総合評価審査委員会

令和8年度 実施計画（案）

工事関係	P	1～	P	8
業務関係	P	9～	P	15

令和8年3月4日
北陸地方整備局

令和8年度 工事の総合評価落札方式 実施計画（案）【工事関係】

1. 試行工事の新規追加：技術者育成型試行工事

- 監理（主任）技術者、現場代理人に若手技術者（基準日に満40才未満）又は女性技術者を配置する場合を評価することで、**担い手の確保を促す方式**。
- 専任指導者制度を活用した場合の監理技術者にも加点を可能とすることにより、**更なる担い手確保の取り組みを促す**。
- 担い手の確保については令和6年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」にも明記されており、発注者として担い手の確保を促すことにより、建設業における将来的な人材の確保・品質の向上が図られる。

本方式の評価イメージ

- ・配置予定技術者の施工能力等の評価項目のうち、「工事成績」の加算点を満点8点から5点に変更し、企業の施工能力等の「担い手の配置」に3点を分配する。
- ・施工能力評価型Ⅰ型Ⅱ型ともに同様の扱いとする。

（施工能力評価Ⅰ型）

企業の 能力等	施工実績	3点
	工事成績	3点

	優良工事等表彰等	4点

	地域貢献度	3点
技術者 の能力 等	施工実績	8点
	工事成績	8点

施工計画		10点

（技術者育成型）

企業の 能力等	施工実績	3点
	工事成績	3点

	担い手の配置	3点
	優良工事等表彰等	4点

	地域貢献度	3点
技術者 の能力 等	施工実績	8点
	工事成績	5点

施工計画		10点

技術者育成型型の試行案

- ・施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型に適用可能とする。
- ・対象工種は、比較的難易度の低い一般土木工事とする。
- ・専任指導者制度を活用した場合の監理技術者へも、評価基準に合致する場合は加点する。
- ・次代担い手（若手・女性技術者）活躍型との併用活用はできないものとする。

担い手の配置の評価（企業の施工能力）

評価内容	評価基準	加算点
配置予定の監理（主任）技術者、又は現場代理人が次の条件を満たしていること ・基準日において、40才未満であること、又は女性であること	配置あり	3点
	配置なし	0点

工事成績の評価（配置予定技術者の施工能力）

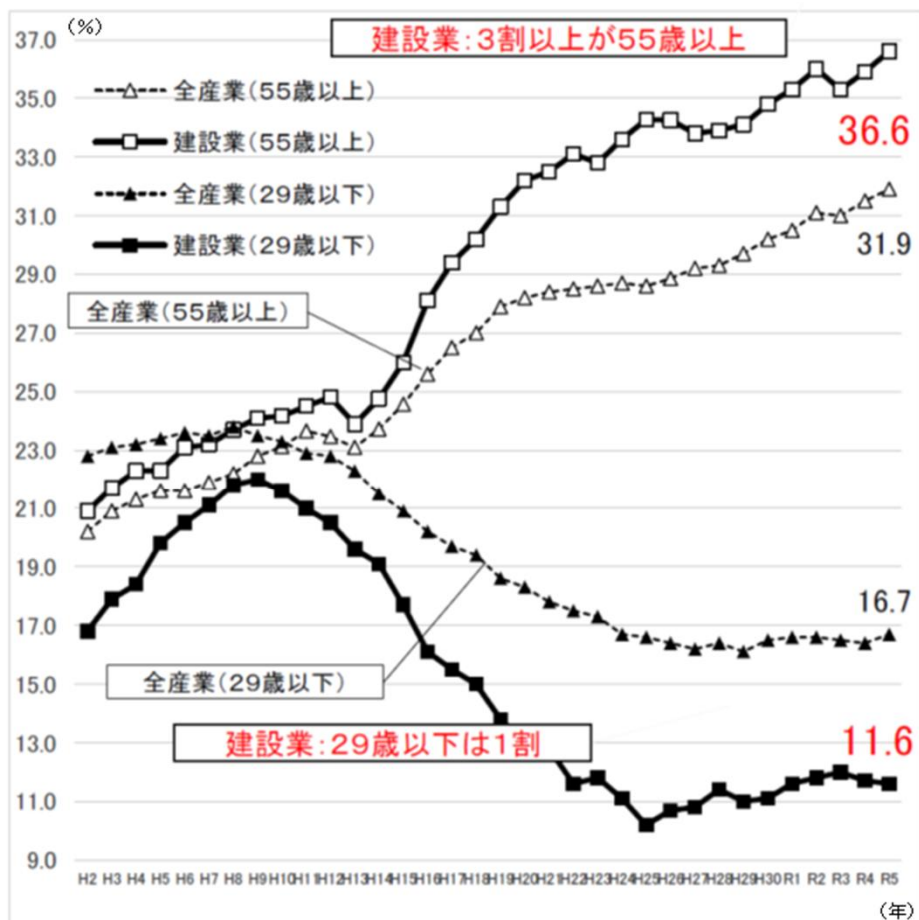
評価内容	評価基準	通常の加算点	試行の加算点
北陸地方整備局発注工事(港湾空港関係事務に関するものを除く。)における6カ年度の一般土木工事の工事成績評定点	8.2点以上	8点	5点
	8.1点以上8.2点未満	7点	4点
	8.0点以上8.1点未満	6点	3点
	7.9点以上8.0点未満	5点	3点
	7.8点以上7.9点未満	4点	2点
	7.7点以上7.8点未満	3点	2点
	7.5点以上7.7点未満	2点	1点
	7.0点以上7.5点未満	1点	1点
	7.0点未満又は北陸地方整備局の成績なし	0点	0点

令和8年度 工事の総合評価落札方式 実施計画（案）【工事関係】

1. 試行工事の新規追加：技術者育成型試行工事 【参考資料】

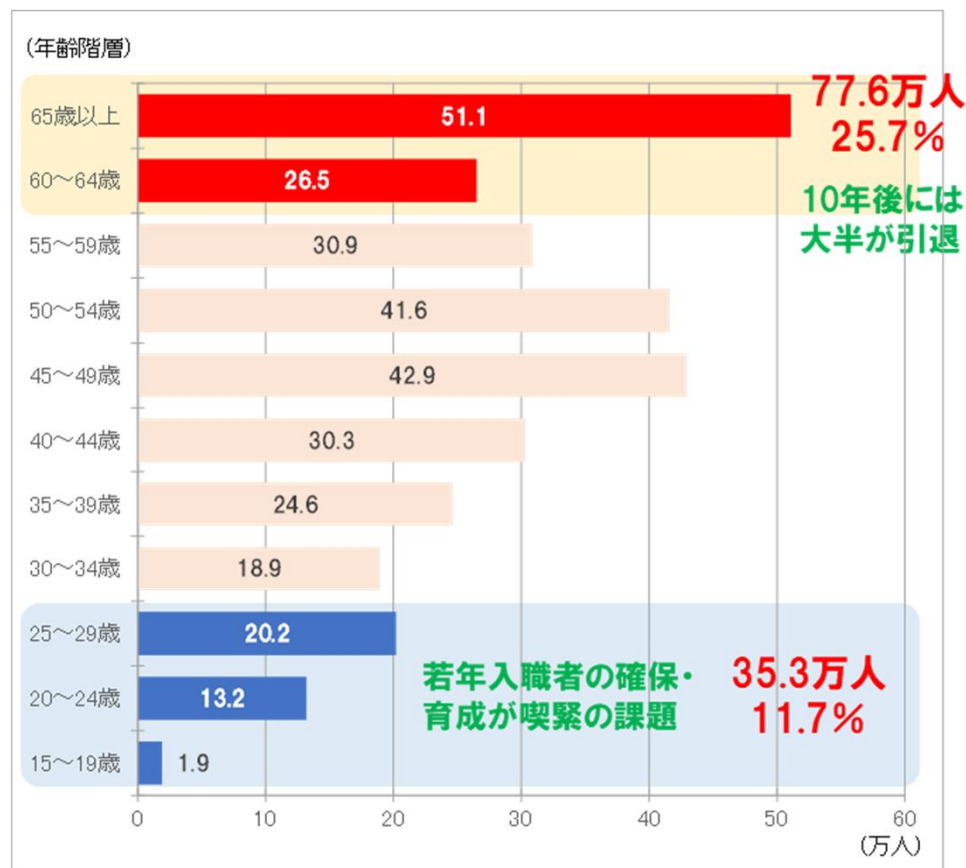
- 建設業の年齢階層別構成比の推移によると、令和5年時点で、建設業就業者は55歳以上が36.6%、29歳以下が11.6%と高齢化が進行している。
- 建設従業者の年齢構成分布によると、60歳以上の技能者は全体の約4分の1（25.7%）を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。

建設業の年齢階層別構成比の推移(全国)



出典:総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

建設従事者の年齢構成分布(全国)



出所:総務省「労働力調査」(令和4年平均)をもとに国土交通省で作成

令和8年度 工事の総合評価落札方式 実施計画（案）【工事関係】

2. 評価項目の改正：企業の工事成績評価

- 一般土木Cランク、Dランク工事は、企業の工事成績評価については、過去4カ年度の「一般土木工事」の工事成績平均点、又は過去2カ年度の「維持修繕工事」の工事成績平均点のいずれか高い方を評価しているが、過去2カ年度の「橋梁補修工事」の工事成績平均点を追加する。
- これにより、維持修繕関係の工事を積極的に受注している者に対して、一般土木Cランク、Dランク工事への受注機会の拡大を促す。
- また、競争参加者の少ない橋梁補修工事への競争参加や、橋梁補修工事の品質の向上を促す。

【変更前】 工事成績（企業の施工能力）

評価内容	評価基準	II型	I型	S型
		加算点	加算点	加算点
【一般土木C・Dランクを除く全ての工種】 北陸地方整備局発注工事(港湾空港関係事務に関するものを除く。)における過去4カ年度の「工事種別と同じ工事」の工事成績平均点	80点以上	5	3	5
	78点以上80点未満	4	2	4
	76点以上78点未満	3		3
	74点以上76点未満	2	1	2
【一般土木C・Dランク】 北陸地方整備局発注工事(港湾空港関係事務に関するものを除く。)における過去4カ年度の「一般土木工事」の工事成績平均点、又は、過去2カ年度の「維持修繕工事」の工事成績平均点、のいずれか高い方。	72点以上74点未満	1		1
	65点以上72点未満又は北陸地方整備局の成績なし	0		
	65点未満	-5		



【変更後】 工事成績（企業の施工能力）

評価内容	評価基準	II型	I型	S型
		加算点	加算点	加算点
【一般土木C・Dランクを除く全ての工種】 北陸地方整備局発注工事(港湾空港関係事務に関するものを除く。)における過去4カ年度の「工事種別と同じ工事」の工事成績平均点	80点以上	5	3	5
	78点以上80点未満	4	2	4
	76点以上78点未満	3		3
	74点以上76点未満	2	1	2
【一般土木C・Dランク】 北陸地方整備局発注工事(港湾空港関係事務に関するものを除く。)における過去4カ年度の「一般土木工事」の工事成績平均点、又は、過去2カ年度の「維持修繕工事」の工事成績平均点、又は、過去2カ年度の「橋梁補修工事」の工事成績平均点、の3工種のうちいずれか高いもの。	72点以上74点未満	1		1
	65点以上72点未満又は北陸地方整備局の成績なし	0		
	65点未満	-5		

令和8年度 工事の総合評価落札方式 実施計画（案）【工事関係】

2. 評価項目の改正：工事成績の相互利用（土木営繕工事）

- 平成19年の中央官庁営繕担当課長連絡調整会議において、共通の工事成績評定を運用している発注機関で、工事成績相互利用を申し合わせ。官庁営繕工事は、総合評価の審査において、平成19年度から工事成績相互利用（企業、技術者の工事成績）を行っている。
- 令和8年4月から、土木営繕工事についても、総合評価の審査における工事成績相互利用（企業、技術者の工事成績）を拡大する。

【変更前】

工事成績（企業の施工能力）		II型	I型	S型
評価内容	評価基準	加算点	加算点	加算点
北陸地方整備局発注工事(港湾空港関係事務に関することを除く。)における過去4カ年度の「工事種別と同じ工事」の工事成績平均点	80点以上	5	3	5
	78点以上80点未満	4	2	4
	76点以上78点未満	3		3
	74点以上76点未満	2	1	2
	72点以上74点未満	1		1
	65点以上72点未満 又は北陸地方整備局の成績なし	0		
65点未満	-5			



【変更後】

工事成績（企業の施工能力）		II型	I型	S型
評価内容	評価基準	加算点	加算点	加算点
北陸地方整備局発注工事(港湾空港関係事務に関することを除く。)及び工事成績を相互利用している各省庁発注工事における過去4カ年度の「工事種別と同じ工事」の工事成績平均点	80点以上	5	3	5
	78点以上80点未満	4	2	4
	76点以上78点未満	3		3
	74点以上76点未満	2	1	2
	72点以上74点未満	1		1
	65点以上72点未満 又は北陸地方整備局の成績なし	0		
65点未満	-5			



工事成績（配置予定技術者の施工能力）		II型	I型	S型
評価内容	評価基準	加算点	加算点	加算点
北陸地方整備局発注工事(港湾空港関係事務に関することを除く。)における過去6カ年度の「工事種別と同じ工事」の工事成績評定点	82点以上	8	6	
	81点以上82点未満	7	5	
	80点以上81点未満	6		
	79点以上80点未満	5	4	
	78点以上79点未満	4		
	77点以上78点未満	3		
75点以上77点未満	2			
70点以上75点未満	1			
70点未満又は北陸地方整備局の成績なし	0			

工事成績（配置予定技術者の施工能力）		II型	I型	S型
評価内容	評価基準	加算点	加算点	加算点
北陸地方整備局発注工事(港湾空港関係事務に関することを除く。)又は工事成績を相互利用している各省庁発注工事における過去6カ年度の「工事種別と同じ工事」の工事成績評定点	82点以上	8	6	
	81点以上82点未満	7	5	
	80点以上81点未満	6		
	79点以上80点未満	5	4	
	78点以上79点未満	4		
	77点以上78点未満	3		
75点以上77点未満	2			
70点以上75点未満	1			
70点未満又は北陸地方整備局の成績なし	0			

※官庁営繕工事：各省庁の施設（合同庁舎、税務署、ハローワークなど）に関する建築物の新築、増築、模様替等の工事
 ※土木営繕工事：土木事業（河川、道路、公園）に関する建築物の新築、増築、模様替等の工事

3. 試行工事の加算点修正：受注機会促進型

- 令和7年度下半期から、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の加点評価（1点）が、全ての工種・等級に拡大されたことに伴い、優良工事表彰の加点評価の最大が4点から3点に変更となった。
- 受注機会促進型の「手持ち工事量」の評価は、「優良工事表彰、安全管理優良受注者表彰」の加算点を置き換えているため、手持ち工事量の評価の加算点を最大6点から5点に修正を行う。

【変更前】

手持ち工事量の評価（企業の施工能力）

評価内容	評価基準	加算点
公告日において契約中の北陸地方整備局発注の一般土木工事の受注件数を評価する。	6件以上	0点
	3件以上～6件未満	3点
	3件未満	6点



【変更後】

手持ち工事量の評価（企業の施工能力）

評価内容	評価基準	加算点
公告日において契約中の北陸地方整備局発注の一般土木工事の受注件数を評価する。	6件以上	0点
	3件以上～6件未満	2点
	3件未満	5点

令和8年度 工事の総合評価落札方式 実施計画（案）【工事関係】

3. 試行工事の加算点修正：受注機会促進型 【参考：修正後】

- 当該年度の手持ちの工事量を評価することで、**受注機会の拡大を促す方式。**
- 企業の能力等における優良工事表彰等の固有企業に与えられる加点を、手持ち工事量の評価に代えることにより受注機会の拡大を促し、**受注機会が得られないことにより表彰を受ける機会が得られない課題の解決をはかる。**
⇒ 3年後を目処に効果検証を実施。

本方式の評価イメージ

- ・企業の施工能力等の評価項目のうち、「優良工事表彰、安全管理優良受注者表彰」及び「生産性向上技術活用表彰、ICT人材育成推進企業認定」の加算点を、企業の「手持ち工事量」に置き換える。
- ・配置予定技術者の施工能力等については、変更しない。

(施工能力評価Ⅰ型)


(受注機会促進型)

企業の能力等	施工実績	3点
	工事成績	3点
	ワークライフバランス	1点

	優良工事等表彰等	3点
	生産性向上表彰等	2点

地域貢献度	3点	
技術者の能力等	施工実績	8点
	工事成績	8点

施工計画		10点



企業の能力等	施工実績	3点
	工事成績	3点
	ワークライフバランス	1点

	手持ち工事量	5点

	地域貢献度	3点
技術者の能力等	施工実績	8点
	工事成績	8点

施工計画		10点

受注機会促進型の試行案

- ・施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型の分任官工事に適用可能とする。
- ・対象工種は、一般土木工事とする。
- ・手持ち工事量の対象となる工事は、公告日において施工中の北陸地方整備局発注の一般土木工事とする。
- ・災害復旧工事等の随意契約をしている案件を除く。
- ・〇〇エリア内において、受注の偏りが見られる場合又は直近の工事発注においてくじ引きの発生が見られた場合実施。

手持ち工事量の評価（企業の施工能力）

評価内容	評価基準	加算点
公告日において契約中の北陸地方整備局発注の一般土木工事の受注件数を評価する。	6件以上	0点
	3件以上～6件未満	2点
	3件未満	5点

受注機会の拡大を促す

令和8年度 工事の総合評価落札方式 実施計画（案）【工事関係】

4. 総合評価落札方式のタイプ別評価項目、配点及び加算点（令和8年度）

令和8年度 北陸地方整備局 総合評価落札方式 配点（項目）基準

別表2

評価項目	低い ← 工事技術的難易度 → 高い								
	施工能力評価型						技術提案評価型		
	II型			I型			S型		
	標準	舗装工事	鋼橋上部	標準	舗装工事	鋼橋上部	WTO以外	WTO	
						標準	段階選抜	段階選抜なし	
企業の施工能力等	20	20	20	20	20	20	15	15(14)(注8)	2(1)(注8)
同種工事の実績	4	4(5)	4	3	4(5)	3	3	7	
工事成績	5	5	5	3	5	3	5	5	
ワーク・ライフ・バランス等推進企業（注7）	1	1	1	1	1	1	1	2(1)(注8)	2(1)(注8)
成績優秀企業認定	1	1	1	1	1	1	1		
優良工事における下請者表彰				1		1	1		
優良工事表彰・安全管理優良請負者表彰	3	3	3	3	3	3	2		
生産性向上技術活用表彰・ICT人材育成推進企業認定	2	2	2	2	2	2			
国土技術開発賞								1	
登録基幹技能者				1		1	1		
地元企業活用・若手女性技術者配置（注2）				1		1	1		
地域精進度・地域貢献度	4	4(3)		4	4(3)				
地域精進度	1	1(-)		1	1(-)				
地域貢献度	3	3		3	3				
橋梁補修工事の施工実績(耐震工事含む)			2			2			
北陸地方整備局管内に自社製作工場を保有			2			2			
配置予定技術者の施工能力等	20	20	20	20	20	20	15	15	
同種工事の施工経験	5	3	5	5	3	5	4	6	
同種工事の施工経験の立場	2	2	2	2	2	2	2	3	
同種工事の地域精進度	1	1	1	1	1	1			
舗装施工管理技術者資格の有無		2			2				
工事成績	8	8	8	8	8	8	6	6	
優良工事技術者表彰等	3	3	3	3	3	3	3		
継続教育（CPDS）の取組状況	1	1	1	1	1	1			
施工計画又は技術提案課題				10	10	10	30	60	58(59)(注8)
加算点合計	40	40	40	50	50	50	60	段階:30(29)(注8) ・総合:60	60
賃上げの実施による加算点	3	3	3	3	3	3	4	4	4

- (注1) ・評価項目で該当が無い場合は、削除する。なお、その場合は、合計点が下がる。
- (注2) ・一般土木工事の場合、地元企業活用は3.4億円以上、若手・女性技術者配置は7千万円以上2.4億円未満が対象となる。
- (注3) ・舗装工事（Aランク）の場合、企業の施工能力等の「地域精進度」は、評価対象外とし、同種工事の施工実績は（ ）書きの配点とする。
- (注4) ・建築工事、電気設備工事、暖冷房衛生設備工事等は、「成績優秀企業認定」、「優良工事における下請者表彰」を適用しない。
- (注5) ・賃上げ実施による加算点は、加算点合計の5%以上となるように設定する。（例：加算点合計40点の場合 3点／（40点＋3点）＝6.98%≥5%）
- (注6) ・技術提案評価型A型は、『国土交通省直轄工事における総合評価運用ガイドライン』による。
- (注7) ・一般土木及び建築工事の本官工事は、評価内容が一部異なるため留意すること。
- (注8) ・WTO対象で、一般土木及び建築工事以外の工事は（ ）書きの配点とする。

令和8年度 工事の総合評価落札方式 実施計画（案）【工事関係】

6. 各種試行工事の実施方針：令和4～7年度実施件数と令和8年度実施方針

○入札手続きにおいて入札参加者が積算等の内容について質問する「資料等に関する質問」について、受発注者間のより円滑な意思疎通を図るため2回質問することが可能となる「資料等に関する質問回答の拡充」の件数が増加した。

○令和8年度より、「技術者育成型」を試行予定。

各種試行	令和4年度 実施件数	令和5年度 実施件数	令和6年度 実施件数	令和7年度 実施件数*	令和8年度 実施方針	備考
自治体実績評価型	4	6	35 (うち能登:13)	15 (うち能登:3)	継続	
企業能力評価型	—	0	49 (うち能登:13)	16 (うち能登:4)	継続	
地元企業活用審査型	15	10	18	3	継続	
登録基幹技能者の配置	62	21	79	46	継続	
次代担い手（若手・女性技術者）活躍型	12	1	38	32	継続	
受注機会促進型	—	—	4	2	継続	
一括審査方式 (R5~適用範囲の変更)	46	32 (うちII型:22)	129 (うちII型:103)	53 (うちII型:31)	継続	
一括審査方式における複数名申請	1	0	4	1	継続	
段階選抜方式（技術提案1事項）	1	1	1	0	継続	令和7年度 手続中1件
専任指導者契約後設置	5	6	16 (うち能登:10)	14 (うち能登:13)	継続	
資料等に関する質問回答の拡充	2	0	0	10	継続	令和7年度 手続中10件
労務費見積活用宣言	2	1	10 (うち能登:10)	13 (うち能登:13)	継続	
参加者確認型契約方式	3	4	4	1	継続	
フレームワークモデル工事	0	0	0	0	継続	
技術者育成型	—	—	—	—	新規	

*R7年度は、令和7年4月～12月末までの契約件数。

総合評価落札方式(業務能力評価型)技術者育成タイプ【試行】
 総合評価落札方式(簡易特別型)技術者育成タイプ【試行】

令和8年度(新規)～

- 管理（主任）技術者に若手技術者（基準日に満40才未満）又は女性技術者を配置する場合を評価することで、**担い手の育成を促し、技術者として業務マネジメントを経験する機会の確保、拡大を図る方式。**
- 担い手の確保については令和6年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」にも明記されており、発注者として担い手の確保を促すことにより、建設業における将来的な人材の確保・品質の向上が図られる。

【試行内容】

■対象業務：

予定価格2千5百万円以下の土木コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務で定常的又は比較的技術的難易度が高くない業務

（基本的に総合評価落札方式の「業務能力評価型」または「簡易特別型」の対象となる業務から試行として抽出）

■技術評価点：

- 総合評価落札方式にかかる指名段階及び入札段階における配置予定管理(主任)技術者の成績・表彰の評価項目のうち、「業務成績」の加算点を満点10点から8点に変更し、「技術者育成」として2点を分配。
- 総合評価落札方式「業務能力評価型」・「簡易特別型」ともに同様の扱いとする。

技術者育成の評価イメージ<例：簡易(特別)型>

評価項目					簡易(特別)型	簡易(特別)型 技術者育成タイプ
入 札 段 階	予 定 管 理 技 術 者	資 格 ・ 実 績 等	資 格 要 件	技 術 者 資 格	5	5
			地 域 精 通 度	地 域 精 通 度 (当 該 事 務 所 周 辺 の 受 注 実 績)	10	10
	成 績 ・ 表 彰	技 術 者 育 成	若 手 ・ 女 性 技 術 者 の 配 置		2	
		業 務 成 績	過 去 4 年 間 の 業 務 成 績	10	8	
	小計			25	25	

技術者育成の評価

評価内容	評価基準	加算点
配置予定の管理（主任）技術者が次の条件を満たしていること ・基準日において、40才未満であること、又は女性であること	配置あり	2点
	配置なし	0点

配置予定管理(主任)技術者の業務成績の評価

評価内容	評価基準	加算点 <通常>	加算点 <試行>
		予定技術者が担当した北陸地方整備局発注(港湾空港関係事務に関するものを除く)の過去4カ年度間に完了し、TECRISに登録されている業務のうち、業種区分が土木関係建設コンサルタント業務、測量及び地質調査業務で、管理(主任)技術者又は担当技術者として担当した業務の技術者成績評定の平均点	80点以上 78点以上80点未満 76点以上78点未満 74点以上76点未満 72点以上74点未満 70点以上72点未満 68点以上70点未満 66点以上68点未満 64点以上66点未満 62点以上64点未満 60点以上62点未満 60点未満又は北陸地方整備局の成績なし

総合評価落札方式における 河川技術者資格保有者の加点【試行の拡大】

平成29年度～
早ければ令和9年度から試行を拡大

< 背景 >

災害激甚化・施設老朽化が懸念されるなか、河川については長大な延長を有する堤防や自然公物である“かわ”そのものの維持管理をより確実にやっていく必要がある。

このため、河川に関する維持管理水準を確保・向上することを目的に、国土交通省登録資格として河川技術者資格（河川維持管理技術者・河川点検士）制度が平成27年度から創設されている。



この河川技術者資格を有する者が、河川に関する維持管理の業務に従事することでその成果の品質確保を期待するものとして、次のとおり試行を進めている。

< 試行の経緯 >

- ①「河川管理施設等監理業務」の従事にあたり、河川技術者資格を有することを必須<平成29年度～>
- ②「河川巡視」・「河川許認可審査」・「堰・排水機場等管理」など発注者支援業務について、河川技術者資格を有する者が従事する場合は、総合評価落札方式において他の資格と同等に加点（※1）<平成29年度～>
- ③「河川維持管理計画等の検討業務」について、前述②と同じ<令和元年度～>
- ④「河川の維持管理に関する設計業務」について、前述②と同じ<令和2年度～>
- ⑤「河川定期縦横断測量業務」・「河川流量観測業務」について、河川技術者資格を有する者が従事する場合は、総合評価落札方式において他の資格と同等に加点するとともに他の資格との両方を有していれば更に加点（※2）<令和元年度～>

※1. 例えば、予定技術者の経験及び能力において「技術士では3点」、「河川維持管理技術者でも3点」と等しく評価をすること

※2. 例えば、前述※1に「技術士と河川維持管理技術者の両方を有していれば5点」と更に重みを加えた評価もすること



今後、河川に関する維持管理水準を確保・向上する取り組みについて一層の加速を図るものとし、次のとおり試行を拡大する方針
なお、試行の拡大の時期はその時点における河川技術者資格の保有者状況を勘案して判断（早ければ令和9年度契約から導入）

< 拡大する試行の内容 >

②～④の業務について、これまでに加え「他の資格との両方を有していれば更に加点」する評価を導入

令和8年度 業務の総合評価落札方式 実施計画（案）【業務関係】

試行の経緯等

- 河川技術者資格を有する者が、河川に関する維持管理の業務に従事することでその成果の品質確保を期待するものとして、次のとおり試行を進めている。
- 今後、河川に関する維持管理水準を確保・向上する取り組みについて一層の加速を図るものとし、次のとおり試行を拡大する方針。試行の拡大の時期はその時点における河川技術者資格の保有者状況を勘案して判断

平成29年度～
早ければ
令和9年度から試行を拡大

河川管理関係の業務名称	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3 ~R4	R5 ~R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
① 河川管理施設等監理検討業務 堤防等河川管理施設の点検、及び点検結果をもとに変状等を評価し、モニタリング計画や修繕計画を検討する業務	管理技術者：◎河川維持管理技術者 担当技術者：○河川維持管理技術者・河川点検士											
②-1 河川巡視支援業務 河川等における災害発生の防止、適正な利用、河川環境の保全等のため、所管する区域を巡視し河川管理業務の支援を行う業務	管理技術者：△河川維持管理技術者 担当技術者：△河川維持管理技術者・河川点検士											
②-2 河川許認可審査支援業務 所管する河川等の適正な利用と管理を図るため、河川管理者が行う許認可等の審査・指導を支援する業務	管理技術者：△河川維持管理技術者 担当技術者：△河川維持管理技術者・河川点検士											
②-2 堰・排水機場等管理支援業務 河川事務所が所管する堰・排水機場等の操作、及び目視点検を支援する業務	管理技術者：△河川維持管理技術者 担当技術者：△河川維持管理技術者・河川点検士											
③ 河川維持管理計画等の検討業務	管理技術者：△河川維持管理技術者 担当技術者：△河川維持管理技術者・河川点検士											
④ 河川の維持管理に関する設計業務	管理技術者：△河川維持管理技術者 担当技術者：△河川維持管理技術者・河川点検士											
⑤-1 河川定期縦横断測量業務	管理技術者：●河川維持管理技術者 担当技術者：●河川維持管理技術者・河川点検士											
⑤-2 河川流量観測業務	管理技術者：●河川維持管理技術者 担当技術者：●河川維持管理技術者・河川点検士											

早ければ令和9年度契約から導入

【凡例】

◎：資格限定	河川技術者資格の保有を必須要件(加点点無し)	△：他資格同等評価	他資格(技術士等)と河川技術者資格を同等に評価 (例：技術士3点、河川維持管理技術者3点)
○：加点点評価	他資格(技術士等)よりも河川技術者資格を優位に評価 (例：技術士3点、河川維持管理技術者4点)	●：組み合わせ加点点	他資格(技術士等)と合わせて河川技術者資格を有していれば更に加点点 (例：技術士3点、河川維持管理技術者3点、技術士+河川維持管理技術者=5点)

令和8年度 業務の総合評価落札方式 実施計画（案）【業務関係】

拡大する試行の内容

「②-1 河川巡視支援業務の場合」

○管理技術者に従事する者が、他資格（技術士等）と合わせて河川技術者資格（河川維持管理技術者）を有していれば更に加点する。

（例：技術士3点、河川維持管理技術者3点、技術士＋河川維持管理技術者＝5点等）

平成29年度～

早ければ

令和9年度から試行を拡大

【従来＜指名段階＞】

評価対象	評価項目	判断基準	配点	小計
参加及び表明能力の経験	建設コンサルタント登録等		5点	50点
	同種・類似業務		5点	
	地域貢献度		5点	
	業務成績		30点	
	優良業務表彰		5点	
予定技術者の経験及び能力	技術者資格	①技術士等(5点)または河川維持管理技術者(5点) ②RCCM等(3点) ③上記以外は指名しない	5点	50点
	同種・類似業務実績		5点	
	地域精通度		5点	
	業務成績		30点	
	優良業務表彰		5点	
合計			100点	

他資格同等評価

【今後＜指名段階＞】

判断基準(案)	配点	小計
	5点	50点
	5点	
	5点	
	30点	
	5点	
①技術士等かつ河川維持管理技術者(5点) ②技術士等(3点)または河川維持管理技術者(3点) ③RCCM等(1点) ④上記以外は指名しない	5点	50点
	5点	
	5点	
	30点	
	5点	
合計	100点	

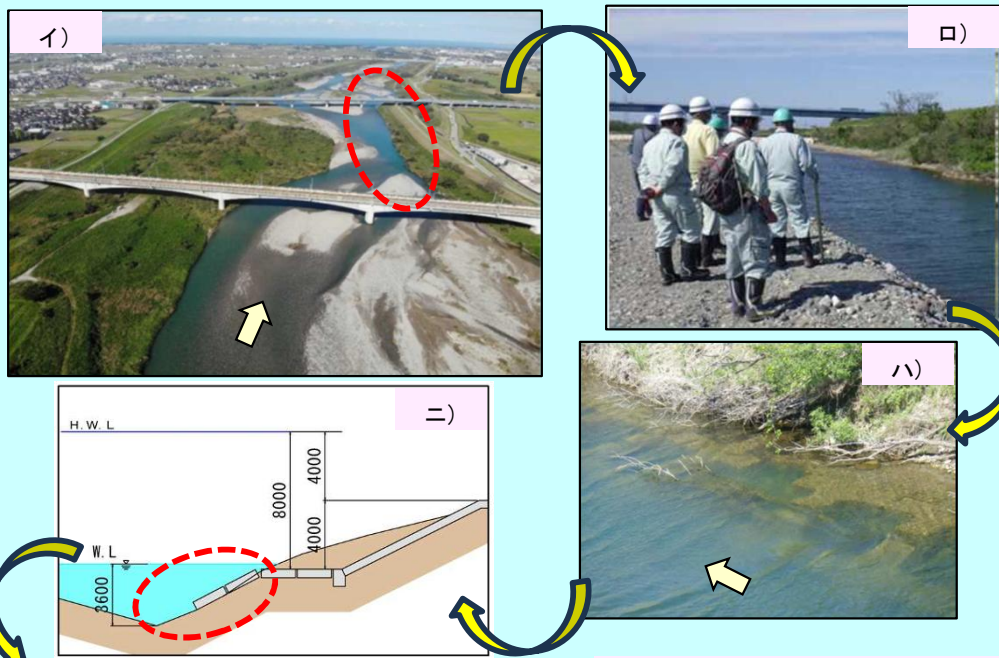
組み合わせ加点の導入

自然公物でもある河川の管理について（河川技術者の活動例）

（参考資料）

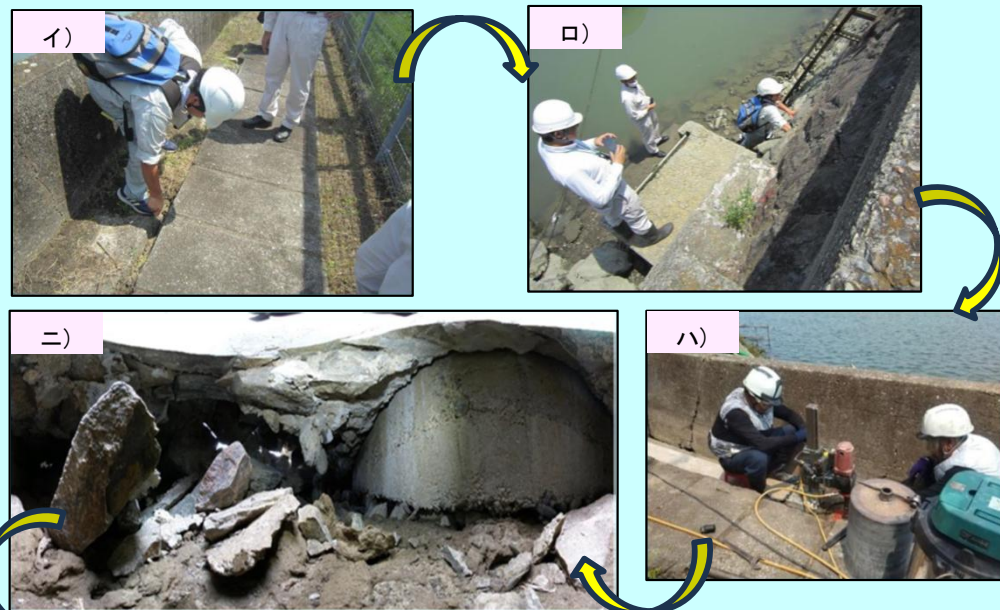
○出水による河床変動をはじめ、河道内の植生成長（樹木繁茂）など、河川は自然の影響を受けて日々変化するものであり、また、常に流水が存在するため、水面下における施設状態を直接確認することが難しい場合もある。さらには河川によりそれぞれ特性が異なる複雑さ（多様性）を有する。
 ○万一の大洪水に備え、これを安全に流下できるよう河川を維持・管理していくうえで、総合的な理解と高い専門的な知識が必要であるとして、平成27年度に河川技術者資格（河川維持管理技術者・河川点検士）制度が創設されている。

深掘れに伴う護岸の変状に対し、河道全体からの視点で対処



イ) 濡筋が右岸に寄りすぎていることに違和感 ↓
 ロ, ハ) 現地で護岸根固ブロックの変状を把握。ニ) 水中レーダー探査による詳細調査。次期出水での侵食進行による堤防決壊の危険性を察知 ↓
 ホ) 根入不足の対策に合わせ、流れそのものを緩和する水路を対岸に設けることで流れを誘導

僅かな変状から水面下・不可視部分の危険を察知し、事前対策を実施



イ) 点検中に僅かな変状をキャッチ。足下に空洞が生じている懸念を察知 ↓
 ロ, ハ) 流水に接する周辺部も含めて全体チェック。コア抜き+スコープ探査により、ニ) 空洞化の範囲・程度（危険度）を特定 ↓
 ホ) 危険度に応じた対策の優先順位を設定（5区間）し、効率的・計画的に事前対策を実施

令和8年度 業務の総合評価落札方式 実施計画（案）【業務関係】

■発注方式・型式別評価項目、配点及び加算点（令和8年度）

評価項目				総合評価落札方式				プロポーザル方式	
				土木関係コンサルタント業務、測量、地質調査業務					
				業務能力評価型 (1:1)	簡易(特別)型 (1:1)	簡易型 (1:1)	標準型 (1:2) (1:3)		
指名・選定段階	参加表明者（企業）	資格・実績等	資格要件	建設コンサルタント登録等		5	5	5	5
			専門技術力	同種又は類似業務等の実績の内容	4	4	4	4	
			地域貢献度	地域貢献度（災害協定に基づく実績）		5	5	5	
		成績・表彰	業務成績	過去4年間の業務成績	5	30	30	30	
			優良表彰	過去2年間の業務表彰		5	5	5	
	その他	WLB推進企業		1	1	1	1		
	小計				15	50	50	50	
	予定管理技術者	資格・実績等	資格要件	技術者資格	5	5	5	5	
			専門技術力	同種又は類似業務等の実績の内容	5	5	5	5	
			地域精通度	地域精通度（当該事務所周辺の受注実績）	5	5	5	5	
成績・表彰		技術者育成	若手・女性技術者の配置						
		業務成績	過去4年間の業務成績	10	30	30	30		
優良表彰	過去4年間の業務表彰		5	5	5				
小計				25	50	50	50		
配点計					40	100	100	100	
入札・特定段階	参加表明者（企業）	資格・実績等	資格要件	建設コンサルタント登録等	5				
			専門技術力	同種又は類似業務等の実績の内容	4				
			業務成績	過去4年間の業務成績	10				
		優良表彰	過去2年間の業務表彰	5					
		その他	WLB推進企業	1					
	小計				25				
	予定技術者	資格・実績等	資格要件	技術者資格	5	5	6	4	
			専門技術力	同種又は類似業務等の実績の内容	5	10	12	8	
			地域精通度	地域精通度（当該事務所周辺の受注実績）	10	10	12	8	
		成績・表彰	技術者育成	若手・女性技術者の配置					
業務成績			過去4年間の業務成績	10	20	26	20		
優良表彰	過去4年間の業務表彰	5	5	10	10				
小計				25	25	50	50		
実施方針等	実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務理解度	目的、条件、内容の理解		20	40	18	15	
		実施手順	実施手順の妥当性			12	10	10	
			業務量把握の妥当性	5	10	12	10		
		その他	地域の実情を把握した提案			18	15	10	
			有益な照査項目 知識、代替案、重要事項の指摘 多様性(ダイバーシティ)					10	
小計				25	50	60	50		
評価テーマ	全体	テーマ間の整合性					10	10	
		テーマ毎	的確性			28	38	38	
			実現性			28	38	38	
			独創性			18	14	14	
	小計						74	100	
小計(実施方針+評価テーマ)						134	150		
配点計				50	50	100	200	200	
配点合計				50	90	200	300	300	
賃上げ実績				3	3	6	11	11	
配点合計(賃上げ加点含む)				53	93	206	311	311	

令和8年度 業務の総合評価落札方式 実施計画（案）【業務関係】

- 働き方改革（受注者の負担軽減、適切な履行期間の確保）、地域企業の育成、次代担い手（女性・若手技術者）の確保・育成の観点より、多様な評価方法による試行を実施。
- 現状の試行内容について、引き続き継続するとともに令和8年度より新たな評価方法による試行を追加。

各種試行業務の 令和4～7年度実施件数と令和8年度実施方針

試行(取組)名称	試行(取組)の概要	適用発注方式	年度別実施状況 (全業種契約件数)				R8適用
			R4	R5	R6	R7 <small>12月末時点</small>	
総合評価落札方式(簡易特別型) 【H22～試行】	地域防災の担い手確保を目的として、地元企業の受注機会を創出するため、予定価格2,500万円程度までの定常的、又簡易な業務について、地域要件を「当該県内に本店を有する」とする試行を実施。	総合評価落札方式(簡易型1:1)のうち予定価格2,500万円程度までの定常的、又簡易な業務 土木コン・測量・地質調査	51	53	40	23 <small>一部見直し</small>	継続
総合評価落札方式(業務能力評価型) 【R5～試行】	対外調整(定型的な関係機関への手続きを除く)が不要など、技術提案書【実施方針】を求めなくても、受注する企業・技術者の評価のみで業務成果の品質が確保される業務を対象に、技術提案書【実施方針】の提出を省略する試行を実施。	一般競争による予定価格2,500万円程度までの定常的、又簡易な業務 土木コン・測量・地質調査	—	2	17	21 <small>一部見直し</small>	継続
総合評価落札方式(簡易特別型)／(業務能力評価型) 技術者育成タイプ 【R8～試行】	管理(主任)技術者に若手技術者(基準日に満40才未満)又は女性技術者を配置する場合を評価することで、担い手の育成を促し、技術者として業務マネジメントを経験する機会の確保、拡大を図る方式。	総合評価落札方式(簡易特別型)／(業務能力評価型) 土木コン・測量・地質調査	—	—	—	—	新規 <small>上段:簡易特別型 下段:業務能力評価型</small>
総合評価落札方式(自主的照査併用型) 【H25～試行】	経験の少ない若手を監理技術者に配置し、自主的にベテラン技術者を配置し照査することにより、業務成果の品質を確保しつつ若手技術者の育成を支援する試行を実施。	総合評価落札方式(簡易型1:1)、 土木コン	1	2	2 <small>一部見直し</small>	2	継続
プロポーザル方式(ダイバーシティ推進型) 【H29～試行】	女性・若手技術者を含む多様性を加味した技術者を配置することにより、女性・若手技術者の育成と業務成果の品質を図る試行を実施。	プロポーザル方式 土木コン	4	2	3	2	継続
総合評価落札方式(一括審査方式) 【H30～試行】	内容・目的が同種の業務であり、技術評価等の項目が同じ業務となる場合、その業務の品質を確保した上で、受発注者の負担軽減のため、提出する技術資料(実施方針)を同一のものとすることができる試行を実施。	総合評価落札方式(1:1、簡易特別型、業務能力評価型) プロポーザル方式 土木コン・測量・地質調査	14	40	18 <small>一部見直し</small>	37	継続

※R7年度件数はR7.12月末時点で契約済み業務の件数。